

第7回ひだまり成年後見セミナー

親なきあとは、親あるうちに
～成年後見を考える～

平成25年1月20日

於・千葉市長沼原勤労市民プラザ

佐藤 彰一

特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事長
國學院大學法科大学院教授 ・ 弁護士



[講演中の佐藤彰一氏]

親なきあととは、親あるうちに ～成年後見を考える～

親なきあと、あれこれ

皆さんおはようございます。ただいま小関理事長からご紹介いただいた佐藤彰一です。理事長のご挨拶の中にもありましたように、この成年後見セミナーの第一回にお招きいただきました。その時には、私と筑波大学教育学部の先生をしている名川さんの二人で来て、それぞれ1時間ずつ、いろいろな話をさせていただきました。

私のメモを調べると、第一回の2006年の10月22日と書いてありますので、いまから何年前でしょうか、7年前になりますか、同じ会場の同じ場所で話をさせていただいています。その時にお会いした方も、おそらく何人かいらっしゃるだろうと思います。あれから7年ということ、私もかなり年を取りました。そういう状態ですので、皆様も年を取ったという大変失礼ですが、7年経ったので、いろいろな環境が異なっています。

私的に一番こだわっているのは、7年前は法政大学にいましたが、今日は國學院大学という肩書きです。そんなことはどうでもいいのですが、7年前には、成年後見制度の利用にあたって、これがどんな制度なのかという話をさせていただきました。

今日は、成年後見制度の、制度についてのお話や、利用している方々もしくは利用していない方々の周辺でどういうことが起きているのかを、その動向を中心に話をさせていただきたいと思っています。

お手元に2枚の資料が入っていますが、前のスライドはその資料の詳細版ですので、それに沿って話をさせていただきます。1時間半ちょっと話しますので、お疲れになると思います。適宜休憩をとりつつ、話を聞いていただければと思います。私の方は話し続けますが、皆様の方はお疲れになれば、立って外に出て行かれるなり自由にされて結構ですので、よろしく願いいたします。

今日の項目については、お手元の資料には五つ入れてありますが、大きくは三つです。「親なきあととは、親あるうちに」というタイトルがあります。7年前も同じようなことをタイトルでお話しさせていただきました。7年前の時には「親なきあと」という言葉を使っても、まだまだ現実味がないというか「まだだいぶ先の話だ」という感覚の方がたくさんいらっしゃったと思います。

7年経って、実際に親が亡くなる事態も何件か経験しております。また、亡くならないまでも、老障介護ということで、親御さんも高齢化し、障害をお持ちのお子さんと高齢化したお母さんもしくはお父さんが、二人で暮らしているような家庭が多く見受けられるようになっていきます。

そういう家庭でどんなことが起きているのかなどを、最初にお話しさせていただきたいと思っています。「親なきあと」と言っても、現実を言わなければいけないのです。「親なきあと」はどのような状態になっているかというお話です。

それから今日は細かい話はしませんが、成年後見の基本的な制度のつくりや枠組みにつ

いて、ややネガティブな話になるかと思いますが、一般に言われているほど立派な制度ではないことを含め、その立派な制度でないものを使いながら、立派な権利擁護をしなければいけないので、どういうものの考え方をしたらいいかを、二つ目にお話しします。

それから三つ目に、少し時間があればですが、7年前も同じ話をいたしました。成年後見以外の、いろいろな工夫があちらこちらに出て来ていますので、時間が赦す範囲で、少しお話をさせていただければと思います。

老障介護のお話

まず最初の老障介護のお話です。「親なきあと、親なきあと」と言っていますが、親御さんが高齢になったご家庭で、親御さんが一体どういう心配されているかを、一昨年になりますが、私どもPACガーディアンズが県の補助金を受けて、アンケート調査とインタビュー調査の両方をしたことがあります。ここにあるのが、その調査結果の内容です。どことは言えませんが、われわれが調査をしたので、この千葉県周辺です。

そこで、親の会の活動に熱心なお母様方13名にお集まりいただき、いろいろと「どんなことが心配ですか」という話を伺ったことがあります。お集まりいただいたお母さんは70代から80代ということで、高齢者と言ってよろしいかと思います。これぐらいの年代のお母さんのお子さんになると、お子さんも40代ということで、在宅やグループホーム、あるいは入所施設に入っている方もあるという状態です。

大変残念なのですが、お母様がこのぐらいの年齢になると、お父様は大抵死んでいて、男の方がやはり早いですね。お母さんとお子さんとの暮らしているご家庭が、13組集まったということです。

お父さんが死んでいるというのが一つの特徴ですが、もう一つは、お子さんが障害者で皆さん障害者の母親ですから、お子さんはもちろん福祉サービスを受けていますが、お母様方ご本人は、70歳から80歳でれっきとした高齢者なのですが、面白いのは13名の中でご自身が介護サービスを受けている方は、一人しかいないということです。

つまり、自分は福祉サービスを受けていないのです。お子さんは受けているのですが、自分は受けていなくて、そもそも自分が福祉サービスの対象になるという意識がないお母様方なのです。面白いですね。こういう一つの特徴があります。

それから、非常に熱心なお母様方なので、13名のうちの半分は、自らが後見人になったり、あるいは第三者後見を使ったりということで、半分ぐらいは後見制度を使っています。こういう方々にお集まりいただき、「どんなことが心配ですか」と伺ったことがあります。

これは皆さんに集団で聞いたので、財産問題の話はあまり出てきませんでした。心配事としては、福祉サービスの提供を受けてはいないが、やはり年が年なので、自分の健康状態が心配であるとか、自分が死んだ後に、自分の子どもと付き合ってくれる人がいなくなり、独りぼっちになるのではないかということでした。

それから、これはおそらく入所施設の方だと思いますが、自分が死んだ後に、子どもが

帰る場所がないということです。いまは土日になったら、入所施設から帰ってくる人が多いのですが、それが帰れなくなるのは、寂しいのではないかということです。

また、子どものことを理解してくれる人がいなくなるとか、場合によっては虐待を受けないかという心配、あるいは、もっと具体的に移動や付き添いなど、子どもの状態について理解のある人がいなくなるのではないかという心配をお持ちです。これを称して、いわゆる親代わりの人がいなくなるという心配をしています。

横浜市役所でも似たような調査をしたことがあるのですが、大体同じような声が聞こえてきました。大体こういう年代の方は、このように思われるのでしょうか。しかし、これは漠然とした不安なのです。具体的にどうという話ではなく、非常に漠然としているのです。これがいわゆる「親代わり」や「親なきあと」の心配の実際の声になります。これは13名の方に、集団で話を伺ったものですから、グループで話を聞くと、具体的なお金の話はなかなか出てこないです。出てはこないのですが、少し横に置けば、いわゆる「親なきあと」で心配されている、極めて漠然とした心配が外に出てきていることになるかと思いません。

今のは、インタビュー調査の声ですが、インタビュー調査を少し離れ、私たちも7年ほど後見活動の経験がありますので、その経験を踏まえ、あちこちで聞いた話ということで「親なきあと」の現実の話として、具体的にいくつかの例をご紹介します。

「親なきあと」の現実の話

今日の、父の樹会の皆さんもそうだと思うのですが、親の会の活動をなさっている方は、それなりに社会とのつながりがありますので、あまりとんでもない話にはならないのです。また、先ほどの漠然とした心配の話をした70歳から80歳のお母様方は、親の会の活動に熱心な方々ですが、そういう活動にあまり出てこない方々の中に、なかなか面白いケースがいくつかあります。

一つ目と二つ目が、ここにあげています。後ろの方は見えるかどうかわかりませんが、まずは、70歳を越えていると思われるお母さんがお亡くなりになって、お子さんが二人いるが二人とも障害があるという方のケースです。弟さんの方だったと思いますが、かなりレベルが高くて生活能力がある方で、もちろんコミュニケーションがとれますが、知的障害が少しあります。

お母さんがお亡くなり、二人で暮らしていましたが、お兄さんは入所施設に入っています。お父さんもお亡くなりになっていて、兄弟二人が残りましたが、残った弟さんが独りぼっちになってしまったので「どうしていいかわからない」ということで、自ら市役所に相談に行って「食事の用意などがわからなくて困っている」という相談をしました。市の方としては、あるいは相談支援機関としては、そのままにしておけないので「何とかしましょう」ということで、相談に応じたのです。

ところが、どうも話を聞いていると、家にはお金がたくさんあるらしいのです。福祉サービスの提供を考える時にはお金の話になるので、こういう話になったのです。「お金はあ

るが、そのことを人に言うてはいけない」とお母さんにずっと言われていたというのです。特に「親戚に言うてはいけない」と言われていたらしく「それはどういうことなのか」ということで「家に行って調査をしようか」という話になったのです。

誰と一緒に家に行くかということで、市の人や相談支援機関の人でも大変困りました。どうもお金があるらしいが、お金があるところに第三者が行って、お金がなくなった時には、何を言われるかわからないので、誰も一緒に行きたがらないのです。

そこで誰が行くのかという話ですが、結局仕方がないので「赤信号みんなで渡れば怖くない」ということで、数人集まって、役所の人と相談支援機関が複数で、弟さんと一緒にご自宅に行くことになりました。

なるほど、いたるところにお金があるわけです。引き出しを開けたら、お金が入っている。仏壇を開けても中にお金が入っているという状態で、あちらこちらから現金が出てきました。いくらあったと思いますか。私は見ていないので、人から聞いた話ですが、現金で、3千万円ほどあったそうです。あちらからもお金が出てくる、こちらからお金が出てくる状態だということで「それはすごいね」ということで、すぐに郵便局の預金口座の中に入れるようにしました。

このお母さんは、一生懸命に少しずつお金をためていたのですが、死ぬ前に「このことは人に言うてはいけないよ」と言い聞かせていたのでしょうか。お母さんは何を考えていたのかというと、おそらく、親戚はもちろんですが、世間のことを全く信用していなかったということだと思います。信用できるのは現金だけで、銀行に預けないのですから、銀行も信用してはいないのでしょうか。

とりあえず、自分たちだけで生きているということです。現金を置いて「自分が死んだ時に、それを使えば何とかなるだろう」ということでお亡くなりになっていたわけです。もちろん、後見制度も使っていないのです。

結局、市の斡旋で後見人をつけて、そのお金を管理しながら、いま弟さんもお兄さんも、それなりにつつがなく暮らしています。なぜ、つつがなく暮らせたのかというと、弟さんが市役所にコンタクトを取ったからということです。放っておいたら、おそらくどこかで、誰かがその現金を持っていってしまうことでしょう。

弟さんは、食事の用意も自分ではできません。市役所が介入しても少し時間がかかりますので、現金はあるけれどもお金を使うことを考えない人なので、食事をできない状態が何日かあったのです。そういう時に、こういう障害のある人は、独りぼっちで我慢して、ずっと一日を過ごしていることになるのです。それはやはりかわいそうなのですが、市役所としては、見てもどうすることもできないわけです。お母さんがいなくなっただけで飯も食べられず、独りぼっちでという状態でしたが、本人が何とか市役所に行き、市とコンタクトが取れたことで、後見支援が介入し、いろいろなサービスにつながったご家庭が一つありました。「親なきあと」の一つの現実です。

もう一つ「ここに母あり」と書いてありますが、こういう方は何人かいると思います。お母さんとお父さんと子ども二人の四人家族で、お父さんはすでに認知症です。子ども二

人に障害があります。要するに全滅状態です。しっかりしているのはお母さんだけという状態で、お母さんはお子さんの後見人になりました。こういうご家庭です。これは別に1カ所だけではなく、何カ所かこういうご家庭はあります。

後見人になったお母さんが、いよいよということで、少し認知症になりつつあるのです。お金が大切という認識が若い頃からずっとあるようで、先物取引などに引っかかりたりして、福祉サービスにお金を出す時には、ものすごくケチるのですが、電話がかかってきて「先物取引で、お金が儲かりますよ」と言われると、何百万円もすぐ銀行から送金してしまうことをするので「これは大変だ」ということなのです。

しかし、一応後見人としての職務はしているということですが、ご主人は認知症ですし、子どもさんは障害があるし、ご自身も認知症の状態になってきています。こういう場合、後見人であるお母さんが、そうなってしまったらどうするかということなのです。

これも、お母さん自身がいろいろな機関に相談されたのですが、きっかけは「お金を何百万円も会社に送ったけれど返事がない」という、要するに消費者被害の相談でした。その消費者被害の相談では収まらないということで、後見人の変更や、追加の手続きをすることになりました。

これは、比較的しっかりしたお母さんです。自分が後見人になっておられるので、こういう状態の時には、後見の引き継ぎは非常に楽です。裁判所に行けばそのデータがあるわけですし、それを引き継いでいくために、どこかとコンタクトが取れば、そこがしかるべきところにつながぐという話になります。

お母さんの話を二つしましたので、父の樹会ですから、お父さんの話を二つします。「ここに父あり」と書いてありますが、お母さんが50代ぐらいの頃にガンでお亡くなりになっているご家庭です。ここは、お子さんが二人いて二人とも障害があります。お父さんは比較的結構なところに勤めていた方ですが、お母さんが亡くなった時に、何を思われたのか、お父さんはその会社を辞めたのです。

まだ50代だったと思いますが、退職金がドンと出ます。あとはその退職金を食いつぶす生活をどうもしていたようです。ずっとそれで、お父さんは子ども二人の面倒をみる生活をしていましたが、この退職金が底をつくという頃になって、このお父さんが亡くなるのです。偶然なのかどうかよくわかりませんが、お金がなくなった時にお亡くなりになりました。

その時にお父さんは60歳前後だったと思いますが、お母さんはすでに亡くなっていますし、お父さんも亡くなって、お金もほとんど残ってない状態で、お子さん二人が残されました。お金はないのですが、子どもが施設といろいろな付き合っていて、施設長が「これはちょっと大変だ」ということで気づくわけです。

子ども二人だけになるので、施設に出てこないという話になりますから、施設長がそのアパートに行き、市役所の福祉のいろいろな支援につなげることを考えました。良い悪いは別として、お金がありませんので、いろいろな市役所のサービスを使うしかないし、また使えるわけです。

お兄さんは入所施設に入っていることもあって、アパートがなくても構わないのですが、弟さんがアパートで一人暮らすには少し困ったことがありました。特に年齢的に女性に興味を持つ頃なので、あちらこちらでそういう問題を生じさせたりして、アパートを追い出される事態にもなり、あちこちでトラブルを起こすのです。一応、施設長の関係で市の福祉サービスとつながりがあり、その関係で後見人をつけようということになりました。

当然、お金がありませんから、市町村申立てになります。後見人の申立てを市が持ちましょうという話になります。本人はお金がありませんので、生活保護をつける形で何とか生活が成り立っていくことになりました。

この時に、二点ほどこれには非常に面白い話があるのです。お父さんは、退職金が全部なくなって、お亡くなりになるのですが、預金口座に30万円ほど残っているのです。お父さんのご兄弟という方がいて、少し遠めですが関東近郊に住んでいて「葬式ぐらいはあげなければ」ということで、ご兄弟が葬式をあげて下さったようです。

しかし、その葬儀代にお金がかかったので「その残った預金30万円を我々によこせ」と、後見人の就任後に、その後見人に対して要求をしてきました。その30万円は、お父さんが残した唯一の財産です。これがお子さんに渡れば、お子さんはそれなりの使い道があるのでしょうか「子どもに残してもしょうがないだろう」ということで、ご兄弟の二人が後見人のところに来て、強硬に「その30万円をよこせ」と言ったそうです。

後見人はどう判断したかという「金をよこせと言いますが、必要ですか」と聞くと「葬儀代に充てるんだ」と言うので「あなた方は供養のお金などはどうしたのですか」と聞くと「それは全然、払っていない」とか「他のところからお金をもらったわけでもない。それぐらいのお金は持っているんだ」と言うのです。「大体、子どもに30万円残ったって意味が無いだろう」といろいろ言われたのですが、結局のところ、唯一残ったご親戚ですから、そこと抗っても仕方ないということで、その30万円を渡すことで処理をいたしました。

要するに「親戚というのはそういうことをやるんだ」ということです。そんな親戚ばかりではないと思いますが、唯一残った、わずか30万円余りのお金を奪いに来るといって、そんなご兄弟がいらっしやるのです。

奪われたそのお子さんですが、生活保護をつけています。いま何が困っているかというところ、グループホームに移ってもらって生活をしているのですが、お金がない生活をずっとしてきたので、お金を使う感覚がないのです。ですから、生活保護を受けているのですが、その生活保護のお金が余るのです。グループホームに入っているとお金は全然使いません。そうするとご存知かと思いますが、生活保護は預貯金が百万円を超えると打ち切るというような話になってくるのです。

そうすると困るので、いま後見人として一番困っているのは何かというと、どうやってお金を使ってもらえるかなのです。そんなことを、あれこれ悩む状態になっているご家庭があります。このご家庭もお金は無いのですが、何とか施設長を通じて、社会的資源に結びつき、後見人をつけるということで、何とかしたという話になりました。もちろんその間、

親戚が30万円取りにきたとか、いろいろなトラブルはありましたが、公的な機関と結びついていると、そういうところに対応できることになります。

四つ目ですが「ここに父あり」という、もう一つのケースです。これはお父さんと40代の子どもですが、二人でマンションに暮らしています。このお父さんは、子どもの養育に大変熱心な方で、自分で子どもを一般就労させるということで、お子さんは一般就労されています。もちろん障害はありますが、自分の勤めている会社の関連会社に就労させている状態です。

二人でマンションに住んでいて、何とか生活をしていたのですが、どうも自分がしんどいということで、子どもの面倒がみられない状態になってきたというのです。このマンションは賃貸ではなく、持家マンションですが、ローンの支払いもなかなか難しく困っているということで、福祉の相談機関に来られました。

お父さんが困っていらっしゃるということで、福祉の相談機関では相談を受けるのですが、相談担当者がじっとお父さんの話を聞いていると「どうもお父さんは認知症なのではないか」ということがわかりました。もちろん、お父さんは自覚がないのですが、どうも少し、見当識がおかしかったりするのです。

お子さんにも来てもらい、二人並んでお話を聞くと、どうやらお父さんは、子どもをずっと養育してきて自分も疲れ果ててしまい「もう後はだめだから、子どもを何とかしてほしいからその相談に来た」というわけです。

ところが、相談機関の方の感じでは、どうもお父さんに認知症がある状態なのです。話をずっと聞いてみると、マンションのローンは子どもが払っていて、生活費も子どもが出しているのです。お父さんは定年で会社を辞めてしまっていますから、お父さんの月々の収入など何もないという感じなのです。

要するに、お父さんはずっと子どもを支援しているつもりでいて、その支援がもうできなくなったので、福祉の相談機関に来ているのですが、相談担当者が話を聞いていると、お父さんが子どもを支援しているのではなくて、子どもがお父さんを支援している状態なのだそうです。

ところが、40代のお子さんは、お父さんの横に座って、お父さんの目をじっと見えています。お父さんは「子どもが大変だ、大変だ」と言うのですが、お子さんの方は「お父さんを支援している」とか「お父さんが大変だ」とは、気を遣って言わないのです。

お父さんが子どもを支援していたのですが、おそらくどこかの時点で、子どもがお父さんを支援するように、支援関係がスイッチしたのです。そのことにお父さんが気づかないまま、ずっときているのです。

ここはまずお父さんが、自分はどのような状態かを自覚してもらうことから始めなくてはいけないのですが、なかなかそれが難しく、いまは動いていません。お子さんが一般就労を何とか継続してくれているので、多分生活はしていると思いますが、その後少し離れてしまい、お父さんが倒れて相談に来なくなったということなのです。

福祉の介護の方の関係者に、いろいろと聞いて、少し動いてもらっています。その後は、

何も相談に来ないということです。子どもがお父さんを、親を支援しているのだが、そのこと自体に親が気づかないという状態が、たびたびあるということが四つ目の例です。

もう一つは、これは全く「親なきあと」の話です。親御さんが早くにお亡くなりになっていて、もうお子さんは50歳になっている精神障害の方がいらっしゃいました。後見の相談機関とコンタクトを取ったのは、親御さんが亡くなってからずいぶん後です。なぜ後見の相談機関と結びついたかという、この方はある宗教活動をやっている、その活動の支援者の方々が「これは何かおかしい」と、「近辺からお金をばんばん取られているみたいだ」という心配を宗教家の方が持って、後見相談支援センターにその方が相談したそうです。

相談機関につながったので行ってみると、確かにアパートに住んでいて、何千万円という預貯金のあった形跡があるのですが、ものの見事に消えている状況でした。何千万円という預貯金があった形跡が何であったかという、お父さんが家を持っていたらしいのです。

いまはアパートに住んでいるので、「その家はどうしたの」と聞くと「売った」ということで、それぐらいはわかるのです。しかし「売った代金はどうしたの」と言うと、これはわからないのです。何千万円というお金があったはずですが、後見支援機関が入った時には、もうほとんど残っていないのです。隣のおばちゃんに月々何十万と渡していたとか、そういう話が出てくるということです。

これも結局後見をつけて、財産管理者として「残った分だけでもとにかく何とかしよう」ということで、財産管理を主に後見人として活動を始めることになりました。後見人が関与するまで十数年だったと思いますが、全く一人で暮らしていたのです。その間に、財産を取られるような状態が進行していたと思います。ただ、生活の自立度は高い方なので、自分で食事をつくったりはできますから、おなかがすくというような話にならなかったのが幸いです。こういう方がいらっしゃるのです。

親が死んでも本人の生活破壊はない

いまいくつかの話をいたしました。あれこれ言いながらも、親御さんが死んだ瞬間は大変ですが、親御さんが死んだ場合であっても、公的な機関に結びつくことがあれば、何とか大丈夫なのです。瞬間的には、おなかがすく状態になるかもしれません。しかし、本人がHELPやSOSを出す、あるいは周辺の施設長なりがSOSを出すなりして、役所や相談機関の公的なところに結びつくとなんとかというものが、日本の福祉社会です。

「親御さんが死んだら、子どもは死ぬ」というような現実はないです。その点では、日本は立派な福祉社会です。漠然とした不安の中で、自分が死んだら子どもがどうなるかという一番の心配に「子どもが死んでしまうのではないか」というのがあるのかもしれませんが。しかし、公的なところと結びついたり、あるいは公的な方からセンサーを発している地域社会があれば、親が死んでも、生活破壊で子供が餓死してしまうようなことはまずないのです。これは言ってよろしいと思います。そこまで、日本の福祉社会はひどくないと

いうことです。

親なきあと問題は「親の問題」

むしろ問題なのは、親御さん自身が自分のことをケアされていないケースが多いことです。先ほどの、子どもが親御さんを支援しているような事例になってしまったケースに見られるように、ある瞬間から、子どもの邪魔になっているというか、親が子どもの重荷になっている状況があって、それに親の方が気づかないということです。

ですから物理的な意味で言うと、子どもの問題というより、親の問題というところがあるので、そこに後見を使いましょうということになります。後見は、基本的には財産管理だ、身上監護だと言っても、親に代わっていろいろと面倒を見る制度ではないので、後見をつけてもできることは限られています。

したがって「親なきあと」を親御さんが心配されているのは、実は子どもの問題というより自分の問題というところがあります。もちろん、親御さん自身の介護の問題もあると思いますが、それと同時に、親御さんが心配されているのは、自分が死んだあと子どもがどうなるかということです。

私も親ですから同じ心配をしますし、当然そういう心配はあってしかるべきです。でも、その心配の中身とは、自分が死んだ後のことが不安だという、不安がっている親の問題なのです。何でそれを不安に思うかという、社会を信用できていないからです。周りを信用できていないのです。

一番最初の事例ですが、現金を家にたくさん貯めこみ「誰も信用するな」とか「誰にも言うてはいけない」ということでした。ものすごく不安だったのだろうとは思いますが。そういう不安を親が持っているという親の問題であり、その不安を解消しなくてはならないのです。

その不安は非常に漠然としていますから、その漠然とした不安を解消するためには、親御さんが生きている間に、公的なセンサーとつながっておくことが大変重要であるということです。仮につながってなくても、お子さんがSOSを出したり、社会の方がセンサーを出していれば、最悪の事態は生じないです。

そういう意味では、漠然とはしたものの、最悪のところは生じないと言っているのです。しかしながら、できれば親が生きているうちにそういうセンサーと結びつき、たくさんの人が周りにおいて、お子さんの状態のわかる人が親以外に複数いる方が、漠然とした親の心配や不安がなくなると思います。

ですから、家庭を孤立させるのではなく、家庭が社会とつながること、いつまでも抱え込まないということです。お子さん自身は、そのうち親の面倒を見るぐらいの状態に、親に気を遣うぐらいの状態になるということです。前に立って話す立場から言うと、もっと親と子どもが離れることが必要だと言えるかと思います。現実には私も親ですから、なかなかそれは難しいのですが、そういうふうに考えていくのが「親なきあと」問題の解消の一つの方向かと思います。

後見で全部が解消するというわけにはいきません。後見を使っても、後見になった親御さんが認知症になることもありますから、その時には、また考えないといけないことになります。

成年後見制度の基本～取消権と代理権

いま、「親なきあと」問題について少し事例をご紹介したわけですが、後見制度をもう一度振り返ってみようということです。後見制度は「権利擁護、権利擁護」というようによく言われるわけですが、基本的に後見制度を使って後見人になった時に、後見人が使える権限は取消権と代理権であり、この二つの権限を使って後見活動をするようになります。

ここでいう取消権とは、大変強烈な取消権です。取消権は何かと言うと、契約を取消すわけで、マンションを買ったとか、絵を買ったとか、英会話の教材を買ったとかいうのは全部契約ですから、それを取消することができる権利なのです。この契約を取消すと言った時の取消権の強烈さは、何が強烈かと言うと、理由がいらぬということです。

普通、契約を解除するとか取消す時には、何か理由があるのです。「その時は少しボーっとしていた」とか「だまされた」とか「契約について十分説明を受けていなかった」とか、何かしらの理由をつけて取消すわけです。後見人をつけていない時には、そういう理由をつけて取消すことになりますから、診断書をつけたりとか、いろいろなことをするわけです。

ところが、保佐人でも補助人でも同じことですが、後見人がついて取消権を使う時には、理由はいらぬのです。「私は後見人です。以上、終わり」「取消します。以上、終わり」ということです。これぐらい強烈な取消権は、他にはないです。

代理権も、本人から依頼を受けた代理権ではありません。普通、代理というのは委任関係で、委任契約を結んで代理をするわけですが、本人から委任を受けて代理をするわけではなく、裁判所から「あなたには代理権があります」ということで、これは法定代理です。本人の委任で代理をするのではなく、法律上代理権があるという話になります。

この取消権と代理権があることにより、たとえば消費者被害にあった時に「その消費者契約を取消します」ということです。理由はいりませんから、クーリングオフよりよっぽど強烈です。クーリングオフは1週間以内とかの限定がありますが、時間の限定もありません。「取消します」と言えば、それで終わりということです。

したがって「消費者被害の救済に強烈に役に立ちます」と、一般に言われるわけです。あるいは、支援費以降は福祉サービスが契約ベースになっていますので、契約を結ぶ際に「少し大丈夫かな」という状態だと契約が結ばずに、福祉サービスの提供を受けられないことがあります。本人の意向はともかく、福祉サービスの契約を結ぶことが、代理権を行使することによってできます。

こういう必要な福祉サービスの提供が受けられるように契約が結べ、あるいはひどい契約に関わってしまった時に、その契約をとにかく消すことができるので、権利擁護に役立つというように、一般に言われています。

それはそれで、真にそのとおりですが、基本は本人がした契約を消すわけですから、本人の意向とは違うわけです。本人の意向とは関わりなく代理行為ができるということです。少なくとも日本の成年後見制度の後見支援の中身は、本人が何か自己決定したことを実現するのではなく、あくまでも、後見人や保佐人や補助人が代行して決定しているという性格のものです。自己決定ではなくて、代行決定だということです。

その代行決定をしている人が立派な人であれば、立派な決定になるのかもしれませんが、代行決定をしている人が立派でなかったら、立派な決定にならないということです。少なくとも、本人の意向と外れる可能性が非常に高いこととなります。

本人の意向と外れてしまった時には、本人にとってみれば、えらい迷惑なことをしているという話なのです。自分が好きなものがあって買ったのを取消すわけですから、本人にしてみればとんでもない話です。何でそれが買えないのかという話になります。代行決定なので、本人の意向と常にずれるところがあります。そのずれたところだけ見ると、本人にしてみれば、えらい迷惑で権利侵害をしている側面がないわけではないのです。これが日本の成年後見の基本的な性格です。

成年後見制度の副作用

しかも副作用があります。ご存じのとおりだと思いますが、後見類型になって後見人がついたという部分になると、選挙権がなくなります。現在訴訟が起きていますが、おそらく、あと数年はかかるでしょう。

それから、後見や保佐という類型になると公務員になれません。これは、いわゆる国家公務員法や地方公務員法の法律で、そういう規定になっています。あるいは社会福祉法人の理事になれないということです。なんだか変な話です。いまはノーマライゼーションですから、できるだけ本人たちの意向を聞きましようという話ですが、法律上は理事になれないという話になっているのです。

比較的レベルの高い方ですが、少し後見制度を使った方がいいだろうと言って安易に後見人や保佐人をつけてしまうと、役所をクビになってしまうような話があるのです。私たちの経験では、支援させていただいている方に一人そういう方がいて、役所に勤めている方なので「もう冗談ではない。保佐なんて冗談ではない。補助にしろ」と言って裁判所とだいぶかけあって、何とか補助にしてもらったこともあります。

日本の弱者はできるだけ後見にしようとか、できるだけ保佐にしようという人がまだ多いので、非常に困るのですが、こういう副作用があります。こういうのを欠格条項というのですが、後見の前の禁治産の時には、400ぐらいそういう法律があったのです。いまは100ぐらいに減っていますが、まだそういう欠格条項がいくつか残っています。代表的にはこの三つぐらいですが。

この法律上に規定のある欠格条項以外に、後見制度そのものが持っている社会的反作用というようなものがあります。これは、条文はなく、法律で規定があるわけではありません。社会がそういうふうをしているということなのです。

その代表例が銀行口座の取り扱いです。おそらく父の樹会ですから、この中にも銀行にお勤めの方がいらっしゃるかと思いますが、後見人や保佐人がついたりすると、銀行の預金口座に、本人名義の口座がなくなるわけではありませんが、少し工夫をすることになります。佐藤彰一に後見人がつくと「佐藤彰一後見人誰その口座」という形で少し名義を変えることをします。

要するに、通帳の名義が変わりますので、本人はその通帳を使って取引ができないことになります。本人が持っているキャッシュカードには「はさみを入れろ」ということになり、取り上げられます。

7年前にここで話した時は、後見人用のキャッシュカードをつくってくれなかった実態があったので、その時は大変不便でしたが、いまは後見人用のキャッシュカードを発行してくれ、後見人が口座をコントロールすることができる状態になっています。いずれにしても、銀行は本人が直接口座取引できないような状態にします。

なぜそうするのかというと、これは銀行側からすれば当然理由があるわけです。本人の行為は、先ほど申したように、理由なく消される行為なのです。銀行からみれば、こんな半端な話はないですよ。理由もないわけです。

ですから、後見類型の人でも、平気で歩いてATMの機械を使える人がいるわけですが、仮にそういう方がキャッシュカードをそのまま持っていて、後見人がついている状態の中で本人がやって来て、銀行口座のATMで50万円を引き出したということになると、これは銀行との取引の一部解約行為になります。ところが、後見人が後でやってきて「取消します」というふうに言われたら、これは取消されるのです。

そうすると、先ほどあの人が現金50万円を持っていったけれど、それは「取消します」ということで、現金はまだ銀行の中に50万円残っている話になります。だから、後見人がやってきて「50万円をこちらに払ってください」と言われたら、銀行としてはこちらにも払わざるを得ない話になるのです。これは取消権がそういう性格なものなので、そういうことになります。

そういう話は、何度も何度も、ここ7年間ずっとあちらこちらでやっており「現実にそういうことはないだろう」と思っていたのですが、あったみたいです。「関東甲信越のある銀行で、そういうことが本当にありました」と言われたことがあります。やはり銀行としては、それでは困ります

もっと一般論で言うと、私たちが取引社会の中で契約をする時に、自分の目の前にいる人と契約をしてもいいけれど、その人と契約すると、理由もなく「契約を消します」という状態になることがわかっている時には、普通はその人と契約をしないのです。理由なく消されるのです。代金を払ってくれるのかどうかかわからないし、その契約を履行してくれるかどうかかわからないわけです。とにかく消されるのです。

気が向かなかつたら、理由もなく「取消します」と言われるような状態の人とは、普通は契約を結ばないです。日本の後見制度には取消権がありますので、そういう社会的な作用というものが、ついて回るということです。それがはっきり出ているのが、銀行口座の

取り扱いなのです。

もっと言いますと、印鑑条例が千葉市にも多分あると思います。これは後見類型だけですが、後見人がつくと実印登録が抹消になります。これは職権抹消です。要するに「実印を使うな」ということです。印鑑登録をしないと、いろいろなところで取引ができなくなります。これも、そういう取引をするなということ。本人が取引をすると、何をするかわからないので、後見人が取引を代わってすることになります。

これをまとめて、どういうことになるかと言うと、少なくとも後見人がつくと、銀行口座がなくなります。印鑑もなくなります。口座がなくなって印鑑もなくなると、要するに、本人にしてみれば、自分で契約ができなくなるということなのです。

本人が契約できなくなるので、本人に代わって契約をする人が必要となり、そのために代行決定をする後見人や保佐人、補助人をつけましょうというのが、日本の後見制度の基本的な性格です。

ですから、あくまでも本人ベースではないのです。しかし、昔の禁治産法に比べれば、はるかに本人ベースです。昔の禁治産というのは、本人ベースではなくて家ベースなので、本人のことは何も考えていないのです。いまは本人のことを考えようというのです。ただ、本人のことを考える時に、本人が考えるのではなく「代理人が考えましょう。代行決定でやりましょう」というシステムが、日本の成年後見制度の基本的な仕組みになっているわけです。これは社会的な反作用ということ。す。

「本人の意思の尊重」が重要

そういう制度なので「取消権や代理権を使って、本人を救済しよう。権利擁護をしよう」ということが言えるのですが、その権利擁護をしようという時に、やはり代行決定とはいっても「本人の意向に沿った支援がなされなければならない」と言って良いわけです。民法の中にも「できるだけ後見支援をする時には、本人の意向に配慮しなさい」ということが、条文上に書いてあります。

民法 858 条などに「本人の意思の尊重」や「本人の心情や生活に配慮する義務が、後見人や保佐人や補助人にある」というように、条文にはっきり書いてあります。書いてはあるのですが、本人の意向に沿っているかいないかを、どうやってチェックするかは、何も書いていないわけです。加えて、本人の意向に沿っていないという時に、どうなるのかということになると、何もわからない状態になっています。

ですから、チェックがないので、場合によっては本人の意向に沿っていない後見支援が行われることも当然あるわけです。これをどうやって、できるだけ本人の意向に沿った形にもっていくかが、後見人になる人たちの腕の見せどころで、社会環境の整備の仕方になってくると思います。

お手元の資料・レジュメの 2 枚目に、写真を二つ載せています。これだけは少し強調しておこうと思いますが、7 年前にはこういうものは使っていなかったもので、ご存じない方のほうが多いと思うのです。

上の写真は説明する必要もないと思いますが、人形浄瑠璃です。下の写真は説明する必要もないと思いますが、歌舞伎の写真です。

成年後見の話をするのに、何で人形浄瑠璃と歌舞伎の写真を持ってきているのかというと、注目してほしいのはこちらです。この人形浄瑠璃はこちらで、歌舞伎の方は少し写真上では見にくいのですが、ここに少し隠れている人がいるのです。



これは両方とも、真っ黒い装束を着て、その衣装で動き回っている方なのですが、この真っ黒い衣装を着ている人は、歌舞伎の方も人形浄瑠璃の方も、両方とも黒い子どもと書いて黒子(くろこ)と呼ばれていることは、ご存じだと思います。しかし黒子というのは、正確な言い方ではなくて、正確には黒い衣と書いて黒衣(くろご)と呼ぶらしいですが、その辺私は芸術に詳しくないので、どちらが正確なのかよくわかりません。



この黒子あるいは黒衣ですが、歌舞伎の方には、もう一つニックネームがあるのです。あちこちで話しているので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、三つ目のニックネームをご存じの方はいらっしゃいますか。いま、小関理事長が「俺は知っているぞ」というような顔をされましたが、何人かご存じの方もきっといらっしゃると思います。

歌舞伎の方の黒子は、江戸時代の昔から、後ろで見るといことで、後見(うしろみ)と呼ばれたり、後見(こうけん)と呼ばれました。どちらが正確なのかよくわかりませんが、文字通り後ろで見ているだけです。後ろ側から支えているわけです。

おそらく明治時代に「禁治産で後見人をつけようか」という話をした時に、後見人という呼び方はここから来たのでないかという人もいます。私たちも、なかなか言い得て妙な呼び方だと思います。

この歌舞伎の後見、間違っ人形浄瑠璃の方を後見と呼ぶ人もいますが、正しくはこちらを後見とは呼ばないです。後見と呼ぶか・呼ばないかは別として、この黒子は両方とも後ろで支える人なのです。人形であれ役者であれ、後ろ側から支援しているという話です。

支援の仕方に、人形浄瑠璃と歌舞伎とは違いがあることに、お気づきになるかと思えます。どういう違いかと言うと、人形浄瑠璃の方は人形がきれいです。実際に見たことのある人は「すごくきれいです」と言われ、さすがに芸術性が高いと思います。

人形がきれいで生き生きとしていて、とても良い表情できれいな演技をするのは、すべ

でこの黒子が操作をしています。そのようなことを言ってしまうと、身も蓋もないわけですが、黒子がいなくなってしまうたら人形は倒れてしまいます。

人形の意味をコントロールしている、意思そのものを与えているのは、全部黒子なのです。人形自体には意思がないのです。意思があるかのように見えますが、それは黒子が上手なのです。そういう状態ですから、見ている方からすると「黒子って何者なの」と知りたくなります。後世に入ると、だんだんと黒装束をぬいでしまい、かみしもをつけて顔を出して操作するような話になります。実際に意思を持っているのは、黒子なのです。人形には意思がないという状態です。

ところが歌舞伎の方は全然違って、役者には意思があるわけです。役者は動きたいし、役をやりたいのです。演技をしたいのです。しかし、こんな重い衣装をつけて、重い道具を持ってやっていますから、動きにくいわけです。それで、役者が動きやすいように後ろで支援をします。「あそこで刀を落とすかもしれない。その時には拾ってあげなくてはいけない」と、そういうことを先回りして読み込み、役者の演技を助ける活動するのが歌舞伎の方の後見です。要するに、役者に意思があって、それをコントロールして後ろで支えているのです。

本人の意思に配慮した支援をしようという時に、この歌舞伎型と人形浄瑠璃型とは、配慮の仕方に違いがあるということです。本人の意思に配慮した支援をしようというのであれば、基本的には歌舞伎型の支援の仕方になります。

いま条文上では「本人の意思に配慮しなさい」ということで歌舞伎型の支援になっているのですが、チェックするすべがありませんので、人形浄瑠璃型の支援も歌舞伎型の支援も、成年後見制度の中では、両方とも可能だということです。どちらの支援をしているかは、後見人になった人の、まさに才覚や技量の問題ということになります。したがって、後見人になった人が、できるだけ歌舞伎型でやろうというように考えないと、本人に対する意思の押しつけのようなことをやってしまうのです。

たとえそれが立派なものであっても、大変に立派な代行決定であったとしても、本人の意思とずれているという点では、それは基本的には、本来の狙いとするところから外れることになります。これをどう実現していくかが、この7年間ずっと問われ続けていて、いまだになかなか工夫や、はっきりしたものが見えない状態になっています。

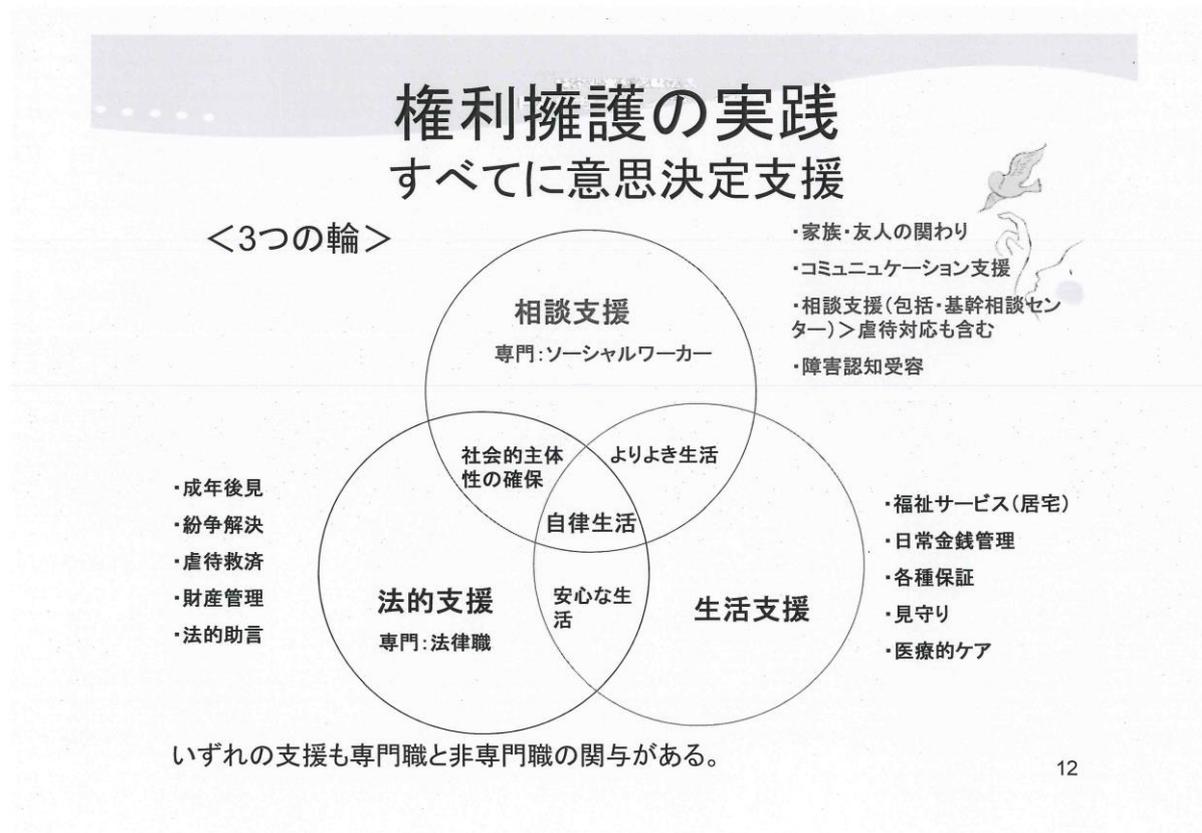
いま、お話ししたこの図もお手元の資料の中に入っております。「本人の意向に沿った支援をしよう」と言うためには、最初に老障介護の現実をお話ししたところで言ったように、できるだけ多くの人に関わって、本人を見ていくことが必要です。こういうふうに私たちは考えています。

なぜ必要かという、本人の意向はわかりにくいのです。自分の意見をはっきり言う人もいますが、言わない人もいます。これは、障害の有無に関わらず、私たちはみんな年をとっていくので仕方がないことです。本人の意向はわかりにくい、そのわかりにくいを何とか確認しながらやります。その時に一人だけ関わって、一人だけがその意向を確保していることになると、一人の人が全部その人を左右するということで、人形浄瑠璃型

になるのです。その危険が非常に高いのです。

そうではなく、たくさんの人が関わって「あの人はああいうふうに言っているけれど、本当は、本人はそういうことは考えていないんじゃないの」と言う人がいて、初めて本人の意向がより客観的に把握できることになります。

ここの図に書いてあるのは、生活支援と相談支援と法的支援です。領域を分けているわけですが、少なくともこの領域全部を一人の人が担うのではなく、違う人がやった方がいいと思うところです。



時間がないので次々と省略して話していますが、省略してばかりいると面白くないので、いつも言う話をすると、この三つの輪を担っているのが別々場所であるケースは、あまり日本にはなく、一番多いのはこの三つの輪を一人の人が担っているという状態です。家族が引き取ってしまって、抱え込む状態です。

別に人様のことを言う必要はさらさらないのであって、私の家庭を振り返ればそうでした、私は子どもと一緒に在宅で住んでいます。いま24歳ですが、子どもが別の相談所に、聞きに行くとかそういうことはなく、子どもの福祉サービスの提供とか、どんなところに通うかとか、そういうことは、全部私の女房が決めているということです。仮に外に出て少しトラブルが起きるようなことがあれば、小さい時はよくあって最近はだんだん無くなりましたが、そういう場合は、私が出て行って謝るということをやります。

要するに、この日常の生活をつくっていく支援も、相談サービスや福祉サービスのプラ

ンニングも、それから、いろいろなトラブルが生じた時の対応も、全部家族がやっています。端的に言うと、私がやっています。私は、たぶんそれほど変な権利擁護活動はしていませんが、極端な話、私が全部取りしきっているということです。うちの子どもが何を考えているのかについては、私が「こうに違いない」と思っている部分があります。

私が権利擁護として立派なことをやっている自覚があれば、それはそれでいいかもしれませんが「そうじゃないよ」ということが傍から見て思われる時は、子どもにとって大変迷惑なことをしている可能性があるわけです。

いつもこの図を使って説明する時に、その話をするのです。今日もそうですが、休みがあると、子どもと一緒に大体ドライブに行くのです。今日もたぶんこれが終わったら、すみませんが、ドライブに行くのです。大体5時間から6時間ぐらいで、週に1回とか2週間に1回ドライブに行って、これは私の楽しみでもあります。

家にじっとしているのは良くないから、父親としても、できるだけ社会に出ていろいろな所に行って、いろいろなものを吸収しなければいけないと思っています。これは私から見れば、子どものためになっていると思っています。

ところが、ある日出かけようとしたら、女房が「今日はやめてくれ」と言い出しました。「何で」と聞くと「子どもが疲れている。月曜日から金曜日まで施設に行って、昨日はお出かけをしたので、今日だけは休ませてやって」と女房が言いました。「あなたは自分で好き好んで行っているみたいだけれど、子どもは実は嫌がっている」と言うのです。

嫌がっている子どもを一日中車の中に閉じ込めて、引きずり回して「何をやっているの」というように、女房が言うわけです。最初はムツときたのですが、考えてみると「ああそうか」という部分もあるのです。「そういうふうに見れば、そう見えなくもないね」と。無理やりお父さんが行きたいと言うから、仕方なく付き合っているという側面も、無きにしもあらずで、もしそうだとすると虐待行為になってしまいます。私は子どもを週1回閉じ込めて、連れ回しているということで、とんでもない話です。

見方によっては、いろいろな見方がありうることなので、複数の人間が関わらないとわからないのです。もちろん行きたい時もあるでしょうし、行きたくない時もあるでしょう。しかし、それは一人の人間が見ていると、なかなかわかりにくいので、できるだけたくさん人が関わった方がいいのです。

少なくともこの三つの輪ぐらいは、関わる人が違っていった方がいいのです。ということは、結論的に言うと、親御さんが後見人になるのはあまり良くないのです。「しょうがないからなっている」と言いますが、親御さんが後見人になって法的支援をやるのは、できれば解消していった方がいいと思います。「お金がかかるし」ということもあるし「子どもの声がわかっているのは自分だけ」というのも、もちろんわかります。

親御さんが後見人になったとしても、その親御さんが年老いていって、やがて後見人の仕事ができなくなることがあるわけですから、できるだけ早いうちから引き継いだ方がいいと考えるところです。

こちらの資料は、一人が賄ってしまうと、完全にその人を独占しますということを表わ

しています。

また、これを話し出すと長いのですが、せっかくなので話します。皆さんがお手持ちの資料にも書いてあるので少しお話すると、アドボカシーの要素と書いてあります。要するに権利擁護とはアドボカシーなのですが「権利擁護をしましょう」ということです。後見を使う時も、権利擁護のために使わなければいけないのです。

先ほども言いましたように、しかし制度的な欠陥がありますので、後見支援をすることが、逆に権利侵害になる可能性がないわけではないのです。それをどう考えるかということで、権利擁護にはこの三つの要素が入ってなければだめだということです

一つは条文にもありますが「本人の意向を尊重しましょう」ということです。「本人の尊厳、自己決定を尊重しよう」ということです。もう一つは「本人にとって最善の生活利益を確保しましょう」ということで、この二つの要素が入っていないとだめだと言われています。

家族の方が支援をする時に、これを難しく考えるのはなかなか大変だと思います。少なくとも、福祉の専門職が関わる時には、これを意識してくださいという話です。「本人の意向を尊重しましょう」とか「本人の生活利益を確保しましょう」と言うのはいいです。しかし、本人の意向を尊重するというのは何か、本人の生活利益を確保するのは何かというと、これはなかなか難しいわけです。

特に高齢者や障害者の分野だと、本人の意向そのものが、なかなかわからないことがあります。先ほど申し上げたことですが、仮に本人の意向がわかったとしても、本人の意向に沿った最善の利益は何だろうと言うと、基本的には本人の選んだ生活が一番いいわけです。したがって「本人の意向を確認して、実現していくことが権利擁護の基本」になっています。

私たちが、障害をお持ちの方や高齢者の方と接していて常に悩むのは、本人の意向を尊重することが、傍から見ていると本人の生活利益の確保につながらない、どう見ても矛盾している場合があるということです。

その時に第三者的支援者が、それは家族であっても、スタッフであってもいいのですが、どういう介入をしていくのか、どういう支援を自分はしていくのかが、大変難しいということになります。しかしながら、この二つを両方見ながら支援していくということです。

三つ目の要素としては「本人と寄り添う」ということです。連帯感を持ってもらい、一人で生きているという状態にならないようにすることが重要だということです。

おそらく親御さんの意識としては、いまは自分が子どもと連帯感を持って一緒に住んでいるが、自分が死んだ時には連帯感を持ってもらう人がいなくなることが、漠然とした心配だということです。だから、連帯感を持って支援をしてくれる人が、親御さん以外にないといけないことになります。連帯感にも外向きと内向きがあるのですが、今日は少し時間がないのでやめておきます。

この三つの要素を確保しながら、支援をしていくというのが権利擁護なのです。それは生活支援の領域でも、後見支援の領域でも、あるいは相談支援の領域でも、どこでもそう

なのです。この三つの要素を確保しながら権利擁護をしようと言っても、三つとも同時に満足させることは難しいわけです。

本人の意向を確保すると、本人の意向に従うと無茶苦茶なことをやる。そういう時は本人の意向を無視して、また、ベーシックな介入をしていくことが、どうしても必要になることがあるのです。その時にどうしたらいいのか、いつも現場では悩むのです。悩むのですが悩みを解消するすべが、いまの日本社会にはなく、現場の人が悩むしかないということです。「悩むしかないから、つらいので考えるのをやめよう」と言ってしまうと権利擁護にならないので、悩みつつもそれを考えることが必要です。

悩むので、ぶつかった時にどれを選択するかですが、たとえば私たちが後見支援をする時には、私はあまり細かなことはしないで一生懸命にやりますが、人によっては、日常の金銭管理をする時に、年金とか預金のお預かりをして、2週間1回、1万円とか2万円を持って行くことを現にやっている方も、私たち後見人の中にはいます。しょっちゅう電話がかかってきて「金がないから、すぐ金を持って来い」と言うのです。「大体、自分のお金なのに、何であんたが管理しているの」という話になります。

それで、とんで行って「お金が無かったら大変だから」と言って渡してもいいのですが、何で管理するかというと、そのまま渡してしまうと全部使ってしまうと、お金が無くなるからなのです。そのまま「自分が好きなだけお金を使いたい」と言うことに任せてしまうと、すぐさまお金が無くなってしまいます。

だから、こちらでお金をお預かりして、1週間に1回とか2週間1回、お金を出す操作をするということで、これは日本全国のどこでもやっている話です。どこでもやっている話なのですが、分析すると、本人のお金を預かって本人の自由に使わせないということで、とんでもない話です。自己決定と全然違ってきます。なぜ自己決定と違うことをやるかというと、そのまま使ってもらいと、全然無くなってしまいう状態だから管理しようということなのです。また、ベーシックな介入をしているわけです。

しかしそれは、そうせざるを得ないことがわかっていてやっているのです。管理したいから管理しているわけではないのです。あくまでも、本人の意向に沿っていないのを自覚しながら、やっているということなのです。

それは権利擁護の一つの要素と二つの要素を比較して、こちら要素の方を優先させるといふ分析の上にやっています。それを何とか、連帯感を持ったままやりましょうということです。これもつらいわけですが。

ですから、この三つの要素を常に追求しなければいけないし、満足させることは難しいのですが、常に念頭におきながら支援をすることが、権利擁護活動においては、一番必要だということになります。親御さんの場合には、ここはなかなか難しいと思いますが、常に権利擁護はこういう要素が入るといふことを、いまご紹介しました。

最近の動向

あと10分程度しか時間がないようです。いまは、成年後見の基本的な性格の話をし

したが、これから運用の話で、最近の動向をお話します。

ご存じのように、2000年からはじめて現在まで12年間の成年後見の利用実績があります。後見利用の申立ては、昨年度ベースでいくと、年間3万件前後ありますが、そのほとんどが後見類型の申立てです。保佐や補助はほとんどなく、保佐はじりじりと増えていますが、補助については昨年度は前年から比べると少し減りました。

先ほどの、本人の意向の制約という点からいくと、取消権や代理権が少ない方がよくて、本人にとって法的能力の制約が少ないのが保佐や補助なのです。しかし、そちらの方の利用が実は少なく、9割方は後見類型になっていました。

私たちPACガーディアンズや、様々な福祉団体、社協等がやっている法人後見の類型になると、保佐や補助が実は半数を超えますが、専門職をはじめ世間の一般的で圧倒的な層は、ご家族を含めて後見類型を選ぶということなのです。

先ほど、選挙権がなくなるという話をしましたが、日本は、毎年3万人弱、正確に言うと26,000人くらいの方が選挙権を失っている国になります。なぜそうなのかというと、後見だけの方が楽なのです。代理権とか取消権が全部あるので、支援する人にとっては楽なのです。楽だというのは何を言っているかということ、要するに人形浄瑠璃型の支援をするということです。全部自分が決めるということをやっているのです。それが日本の後見制度運用の実態です。

補助はどうかというと、昨年は少し減っています。それから、市町村申立ての法人後見は増加しています。市町村申立てだと、昨年度ベースで3,610件です。全体が3万件くらいの申立てですので、その中の市町村申立てが3,610件ということは、パーセンテージで言うと12%です。裁判所に申立てられる件数のうち、全体の10%強が既に市町村申立てで、首長の申立てのケースです。これは、昔はほとんどないと思われたのですが、今は裁判所側から見ると、市町村申立ては当たり前という世界になっています。

法人後見ですが、PACガーディアンズもそうですが、あちらこちらで法人後見を担う団体がだんだん増えてきました。昨年度ベースで1,122件ですか、これは今年度ベースでもっと増えるだろうと思います。これも社会的需要といいますか、個人がやるというよりも、社会の中で後見を担っていこうということが増えていきます。

そうした中、ご家族が後見人になるケース、これを親族後見と呼んでいますが、このケースが、全体の約5割強まで下がってきています。半分弱は、もう既に第三者後見です。したがって、年間15,000人くらいの第三者後見が必要なのですが、これに弁護士や司法書士、あるいは社会福祉士というのを充てるのが、だんだんできなくなっています。特に高齢分野で足りないと言われており、市民後見人を養成して、市民後見人の方に後見人になってもらおうという動きが、社会的に活発になっているということです。

後見人には誰がなるかということ、いま言ったようにいろいろな後見人がいるのですが、特に資格は要求されていませんから、誰がなっても基本的にはいいのです。誰でもなれるのです。なれない人は、ここにある未成年者、破産した人、裁判所から後見人を一度解任された人、本人たちが訴訟を起こしている人で、よくわからないのが行方不明人でこれは

当たり前だと思うのですが、これが条文に書いてあります。こういう人以外は、基本的には後見人になる資格はありません。

その中で、家族が後見人になった場合は親族後見人といって、そうではない人は第三者後見人といいます。専門職になる場合と、専門職でない人になる場合があります、これを市民後見人といいます。法人になることも、先ほど言ったように可能で、だいぶ増えてきました。第三者後見人が、いま5割を超えてきている状態になっています。

家族がなった場合は、普通は報酬請求をしないのですが、しても構わないのです。後見人は報酬をもらうことができますとなっています。その報酬はどこから出るかというと、本人の財産から払うということです。本人名義の財産がなかったら、後見人の報酬は出ないということです。

そうすると、本人に財産がない人については、なり手がなくなって困るということで、ここに書いてあるように、成年後見利用支援事業というものが国の施策としてあります。市町村申立ての申立て費用だけではなく、全く後見報酬は出ないが後見人が必要な場合には、市町村の方でそれを持つことが行われています。

これは予算措置が必要なもので、そんなに多くはありませんがないわけではなく、私たちPACガーディアンズがやっている後見支援でも、市から後見報酬をもらっているケースが数件あります。これは微々たるもので、月額でいうと1万円とか12,000円という話です。

そうではなく、本人の財産からお金を頂戴する時には、一応裁判所の判断で決めるということで、基準が既に公表されています。今日、田川さんが用意してくれた資料の中にも入っていますが、安めでは5千円台で、基準月額が2万円というのが裁判所の判断です。財産の多い・少ないで少し調整するという判断をしています。

成年後見の審理期間ですが、7年前にここで話をさせていただいた時は、大体半年以上になっていました。あれから7年、随分様変わりをしました。いま成年後見は、申立てから審判が出るまでほぼ2カ月ですが、場合によっては即日審判があります。朝に申立てをしたら、昼過ぎに出ているものもあります。千葉県内でも、年間に数件あります。

これはどういうケースかと言うと、虐待ケースです。虐待ケースの場合に後見審理をしていると、関係者の呼び出しなどがいろいろと知れ渡ってしまって危ないので、事前に裁判所と協議をして「申立てたらすぐ出して下さい」と調整しているわけです。そういうケースは何件かありますが、そうではない普通のケースでも、大体2カ月で審判が下ります。

前は半年以上で、場合によっては1年くらいかかっていたのが、なぜ2カ月に減ったかという、鑑定をしないのです。成年後見というのは、本人の法的能力に制約を加えます。鑑定して選挙権がもらえるのかどうかは別問題ですが、かなりワイドで制約が多いものですから、必ず鑑定をします。少なくとも補助は鑑定をしないのですが、保佐と後見類型については、必ず鑑定をするというのが法律上の原則です。

原則なのですが、これが例外的に「鑑定しても仕方ないでしょう。後見類型に決まっているでしょう」という場合には、しなくてもいいという例外規定があります。この例外が、むしろ実質的には多くなっていて、いま8割は鑑定をしません。鑑定しないと、医者にお

願いする必要がありませんから、費用も安くなりますし、時間も速くなるということで、鑑定省略をして、大体2カ月くらいでやるのが、いまの仕組みになっています。

法律上はやることになっているのに、裁判所はなぜ鑑定省略を次々とするのかというと、裁判所がいま大変なことになっているのです。成年後見は、審判を出したら裁判所としては、それでもう終わりという制度ではなく、本人が活着ている限り、ずっと裁判所が後見確保をしなければいけません。後見人は毎年1回、事務報告書を裁判所に出すわけですが、本人が活着ている限りは、その事務報告書が毎年裁判所にくるので、それを裁判所は読まなければいけないのです。

2000年にスタートして、12年の実績があります。その中でお亡くなりになった方も、もちろんいらっしゃると思いますが、まだ生きていらっしゃる方が多く、後見類型だけでも、平成22年度の累計で127,000件の後見事件が、いま裁判所に溜まっているわけです。ざっくり言って、13万件の事務報告書が毎年裁判所にきます。それが毎年2万件強ずつ、増えていくわけです。

こんな職場は他にはないです。職員は増えずに、事務量は毎年10%以上増える話になっています。裁判官もそうですが、とりわけ疲弊度が高いのは、書記官、調査官です。そういう裁判所の専従職員だけでは間に合わないので、参与員という一種のアルバイトを裁判所の中で雇い入れ、読んでもらうこともしています。

要するに、裁判所の事務能力を超える事件数が、裁判所の中に溜まっている状態なのです。ですから裁判所としては、できるだけ事務を効率化したいわけです。そういう中で、鑑定なんてやってられないので、できるだけ早くスマートに済ませましょうということなのです。

そういう状態ですから、こういう事件がありました。平成21年に、広島福山支部で刑事裁判があったのです。これは後見人になった人が家族なのですが、3千万円強を横領したのです。家裁から告発をされて、有罪判決が出ました。

それだけだったら、たびたび新聞で見る家族後見人の横領事件ですが、この横領したと言われた人は、本人の姪御さんです。本人は交通事故で高次脳障害になって、判断能力がないわけです。高次脳障害なので、交通事故ですから保険金があります。7千万円くらいの保険に入っていたらっしゃいました。これを管理する人が必要だということで、裁判所で後見審理をして後見人をつけました。

家族がいなかったなので、姪御さんを選びました。裁判所が姪御さん呼び出して「あなたが後見人になります」ということで、親戚も呼び「後見人はこの人でいいですね」というように皆でその人を選ぶのですが、選ばれた姪御さんは、療育手帳の所持者だったので、知的障害があつて、計算能力がないのです。その人が7千万円もの預金通帳を預かったわけです。まあ喜んだでしょうが、自分のお金と人のお金の区別が、本来的に少しつかない人なので、人から言われるままにバンバンとお金を使ってしまい、3千万円を一気になくしてしまいました。

毎年裁判所には、事務報告をしないといけません。1年目は裁判所も気がつかないが、

2年目はさすがに気がついて「おかしい。金の使い方が違う」ということで、刑事告発になりました。

そもそも、どうしてその人を選ぶのかということです。面接をしたのですよね。しかし、面接した時にはわからなかったのでしょうか。障害のある方でも、面接でコミュニケーションが可能な方はたくさんいますから、この方もそうだったのかとは思いますが。コミュニケーションはできるが、計算はできなかったということです。

そういう方を選任した裁判所もおかしいということで、国家賠償請求訴訟が起きました。本人は刑事罰で刑務所に少しの間入っていたのですが、後見人になった人自体ではなく、それを選んだ裁判所の責任はどうかということがあって、結局、国家賠償請求訴訟を後で選任された高次脳障害の人の後見人がやって、広島高裁はこれを裁判所の責任だと認めました。賠償金として200万円くらいを払えという話です。

こういう事件が起きるのはなぜかと言うと、要するに、のんびりゆっくり審理していれば、どこかで療育手帳を持っていることがわかったと思うのです。周りが隠していたというのがありますが、ゆっくり審理していないからです。パパッとやっているのは、裁判所が忙し過ぎるということなのです。この事件を契機に、家裁の方でも、とりわけ親族後見人の選任についてはちょっと締めるというか、慎重に審理しようという傾向が出てきています。

慎重に審理しようといっても、業務自体は一杯一杯ですから、これを簡略化、あるいは簡素化しなければいけないということで、できるだけ後見監督業務を外に出そうとしています。

NPO法人や社協が、今にわかに、法人後見や市民後見人の養成ということで脚光を浴びていますが、裁判所的にはできるだけそういうところに、いろんな後見業務を担って欲しいわけです。裁判所の業務はそこに投げて、少しゆったりしたいという動向が出てきています。

その一番典型的なのは後見信託で、昨年2月から千葉県内でも実施されています。まだ2件くらいしかケースがないといわれています。家族後見人が選任されていて、本人名義の預貯金が3千万円以上あって、不動産がないということで、不動産を持っているとだめなのです。不動産は、信託銀行が管理を嫌がるので、不動産がなく預貯金だけで3千万円以上ある、家族後見人が選任されたケースを選び、そういうケースには後見信託をつけます。

後見信託をつけるのはどういうことかと言うと、3千万円の預貯金を信託銀行に預けるということで、銀行から信託銀行への預け替えです。預け替えをすることで、後見人が自由に出せないようにします。裁判所に許可を申立てないと、その信託銀行の信託財産を、後見人が使えないという状態にします。これが後見信託です。信託銀行は基本無料みたいなお金でやっています。

信託銀行としてはあまりおもしろくないとは思いますが、信託財産は自由に使えないので、家族後見人の不祥事はなくなるわけです。そういう仕組みを考えているということで

す。まだそんなに広まってはいませんが、形としてはこれに期待しているところがあります。昨年2月から始まっています。

もう一つ、今年の1月1日から、まだ始まって3週間しか経っていませんが、後見を申立てた場合には、もう取り下げができない仕組みになりました。原則許可制です。なぜそうしたのかというと、これは家族後見人の場合に特に顕著なのですが、自分が後見人になろうと思って、申立てをするのです。

ところが、後見人を誰にするのかは、裁判所の職権なのです。申し訳ないのですが、裁判所の調査官や書記官が、お母さんあるいはお父さんにお会いして話したら「むしろお母さんに後見人をつけた方がいいのではないか」という場合がないわけではないのです。しかし、お母さん本人は自分が後見人になりたいと申立てています。

裁判所としては、お母さんを後見人にすると思えば、違う人を選ぶわけです。お母さんには後見人を遠慮していただき、違う第三者後見人をつけると言った瞬間に、お母さんが「取り下げます」というケースが、たびたびあるわけです。

それは、あながち否定できないし、気持ち自体はよくわかります。私もそういうアドバイスをしたこともあります。裁判所としては、本人の権利擁護に欠けるので「このまま取り下げお母さんと一緒にいて良いのか」という話になります。これは、取り下げ権の乱用だという議論がずっとありましたが、ついに法制度化されて、今年の1月1日以降は、いったん申立てた以上は、取り下げは原則できず、必ず誰かを選ぶ仕組みになっています。

実際に始まったのは1月1日ですから、まだ3週間くらいしか経っていませんので、実際にその運用がされるのかどうか、全くわかりません。しかし、これまでのように簡単に取り下げすることはできなくなりました。ですから、申立てに当たっては、申立てをする前に、特にご家族の方の場合には、相当な準備をすることがますます必要になってきています。

医療分野は省略しますが、先ほど市民後見人というお話をいたしました。後見人が足りなくて、専門家後見人だけではどうしようもないという話で、市民後見人を養成しています。市民後見人と言う時には、市民後見人になった人が、個人で受任するのが本来の姿です。東京の各社協が市民後見人を養成していますが、ここで東京家裁に選任申立てをする場合には、養成した社協が後見監督人にセットでつくという場合だけでしか、市民後見人の後見受任を認めていません。

大阪の成年後見センターが、毎年50人くらいの後見人を選んで、個人受任をしてもらっています。大阪の成年後見センターも、成年後見センターの後見人名簿に登載され続けなければ、裁判所が管理するという扱いにしています。つまり、事実上成年後見センターが監督しているということです。名簿に登載されている以上は、毎年いろんな研修会に出て来なければいけないし、財務の報告もしなければいけないということです。

要するに、養成機関が監督する形でないと、裁判所は受けつけません。他のところで市民後見人を養成して、ご活躍いただいているケースがあり、私どもの法人でもやっています。大体多いのは、法人が後見を受任して、後見の実務を担ってくれる方々に市民後見人

養成講座を修了してもらい、法人後見の事務執行者になってもらうケースです。

千葉県社協も、数年前から市民後見人養成講座をやっています。今年から実際に、法人後見を受任し、受講した方々にご活躍いただく活動を開始しました。ゆくゆくは、個人後見もやってもらおうと考えているようですが、まずは法人後見の事務執行者という形でスタートしたようです。

なぜ、こういうやや慎重なやり方をしているかという、後見制度というのは、繰り返しになりますが、本人にとって相当影響の大きいものですし、相当重いシステムなのです。これを野放図に、誰でもいいからやるというわけにはなかなかいかない、そういう判断です。これ自体は正しい判断なのです。

だから、何でもいいので養成して「裁判所に行って私を選んでください」ということにはならないわけです。きちっとした管理監督体制がないところは、だめだという話になっています。

特に高齢分野では、市民後見人を養成してほしいという話になっていて、あちこちで市民後見人養成講座が広がっています。しかし、妙なところで養成されると、実際、妙な活動しかできないので、養成講座の消費者被害みたいな話が、あちこちで出てきています。そこは注意が必要だということになります。

後見以外の工夫

最後にあと1分くらいですが、後見制度は重いので、もう少し違うことをやろうということで、横浜の方で後見的支援をやっています。これはホームページがありますから、見てもらったらいいです。「親なきあと」を対象に、要するに親御さんが元気なうちに、周りを固めようということです。キーパーと言いますが、親御さん以外に、いろんな人が本人に関わるような仕組みづくりを社協がやろうということでやっています。

この横浜市社協の後見的支援では、本人はここにいるのですが、周りをいろいろ囲っていくということをするのです。社協の人が歩いていって「あなたも関与してください」「この人も関与してください」と、登録をするわけです。登録をしていって、社協の人が登録した本人に関わるキーパーの名前と、本人の状態を記録していき、関係者の思いも記録していくということをやっています。

このように、本人に関わる人を増やして、登録して、記録していく仕組みづくりをどうやって考えたのか、現場に行き行って担当者の方に聞いてみると「実は千葉が参考になりました」と言うのです。「えっ何ですか」と言うと、私たちがやっているコミュニティフレンド活動を参考の一つにしたそうです。

コミュニティフレンドは、全く任意の仕事としてやっていますので、細々と続いているだけです。それと、千葉の方で各団体がやっているような、たとえば父の樹会の「この子の記録」だったと思いますが、そういうものを「これはいいね。使いましょう」ということで、社協のシステムにしたのが横浜の後見的支援だということです。

千葉の方では、全く任意に各団体が勝手にやっているだけですが、横浜の方ではそれを

社協の制度として「予算を立ててやりましょう」ということで動いています。できれば千葉でも、そういう形に持っていきたいと思います。予算の問題もありなかなか難しいですが、細々とでも続けていけば影響が出るものだと、大変心強く思いました。

15分延長をしてしまいました。何を申し上げたかったかと言いますと「親なきあと」は、それほど心配しないでいいというのが一つです。しかしながら、親御さんが元気なうちに、周りを囲っていきましょうということです。そのために、成年後見制度は有用なツールではあるけれど、欠陥の多いツールでもあるので、自覚した上で使いましょうという話を今日させていただきました。

1時間45分を、やはり話してしまいました。大変お疲れになったと思いますが、また再びここで話していいということで、今日は大変うれしい思いでお話しさせていただきました。これからも、父の樹会を源流にして、千葉県内あちこちに成年後見支援が広まるようになっていけばうれしいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

講演資料(レジュメ)

ひだまり成年後見セミナー第7回

親なき後は、親ある内に ～成年後見を考える

2013年 1月20日

於・千葉市長沼原勤労市民プラザ

国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

1 親なきあと、あれこれ

1) 漠然とした心配事

⇒ いわゆる「親代わり」の心配

2) 権利擁護活動の中での見てきたこと(親の会などとは無関係)

3) 親なきあと

- ・公的なセンサーが働いていれば、親が死んでも生活破壊(極端な例: 餓死)はない
- ・親の心配は、親代わりというが、後見はそんな制度ではない
- ・親自身の心配を(自分の介護? 判断能力)

>> 家庭の社会化、子供の個性の尊重

2 成年後見制度の基本的性格について

取消権・代理権

後見は、ご本人の契約能力を制限 自己決定ではなくて代行決定

副作用あれこれ・欠格条項(選挙権など)や転用問題(銀行口座・実印)

一番の副作用は、ご本人の意思とは無関係にいろいろなことができること。

3 権利擁護(アドボカシー)の要素

- ① ご本人の尊厳。> 自己決定
- ② ご本人にとっての最善の利益
- ③ 連帯性(外向き・内向き)

4 最近の動向

審理期間 本人面接? 鑑定省略(8割)

裁判所の後見監督 (年々増える仕組み) 後見だけでH22末 12万7000件

広島地方裁判所 福山支部の事件

後見信託・取下げ制限など

5 後見以外の工夫

横浜市後見的支援

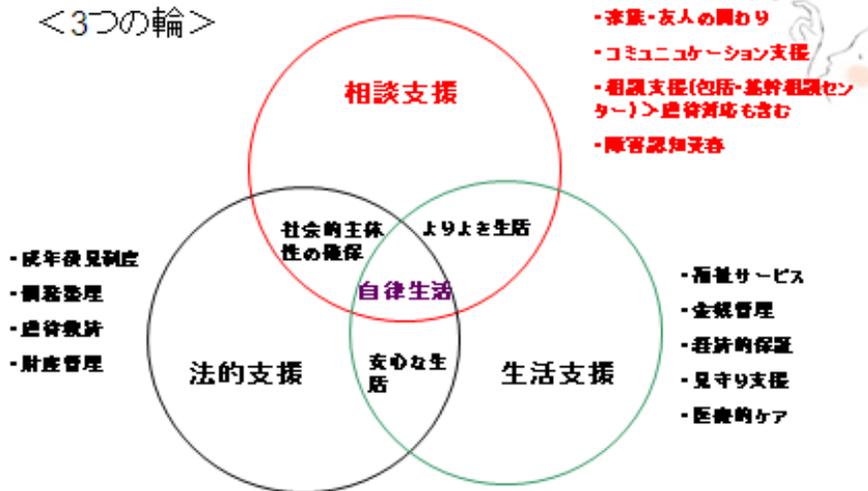
チバのCF・親心の記録 公的制度ではない。



権利擁護の実践

すべてに意思決定支援

<3つの輪>



NPOひだまり 成年後見セミナー

親なき後は、親ある内に ～成年後見を考える～



2013年 1月20日(前回2006年11月22日)

於・千葉市長沼原勤労市民プラザ

国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

今日の話は三つ(二つかも?)



- 親なきあと問題＝老障介護の現実
- 成年後見・制度の動向
- いくつかの工夫

老障介護 1



有る地区の面接調査から(2011年都市近郊)

- ① 親の会活動に熱心・福祉サービスとも結びついて
いる(13)
- ② 母:70代から80代 子供40代(在宅・GH・入所)
- ③ 父親は死亡が多い
- ④ 親は、介護サービスを受けていない(一例のみ)
- ⑤ 半数は後見をつけている(複数後見)

心配事

- ① 親自身の健康状態
- ② 親の死後、子を尋ねる人がいなくなる
- ③ 親の死後、子供が帰宅するところがなくなる
- ④ 子供のことを理解してくれ人がいなくなる
- ⑤ 虐待をうけないかと不安
- ⑥ 胃瘻や付き添い、など病院の理解(子供への)



いわゆる「親代わり」の心配

財産管理の心配はあまりない(財産がない?)

老障介護2



権利擁護活動の経験から

(親の会などとは無関係な方々の話を変えています)

- ① 母死亡。二人の兄弟に生前、親戚には家にお金があることを言っははいけない(市と相談支援が行くと・・・)
- ② ここに母あり・その2 (父母子供4人で在宅・母以外障害? 母が子供の後見人 母が先物(儲け話)

③ ここに父あり 母の死亡により父退職

兄弟二人障害：父カネを使い切ったところで突然死（
60ぐらい？ 同居の兄（30代）、異性にこだわり

>親戚の叔父二人の請求・

>後見人をつけるが、生活保護が余る。

④ ここに父あり 父、こどもと同居 就労あっせん

父認知症（自覚なし）。マンションの代金（子供の賃
金のみがあて）

⑤ひとりで生きていた 50代の精神の人 父母死

亡時に自宅があった（売却？） 近所の人？

教会・病院 補助申立



親なきあと問題は「親の問題」

- 公的なセンサーが働いていれば、親が死んでも生活破壊(極端な例: 餓死)はない
- 親の心配は、親代わりというが
後見はそんな制度ではない。
- 親自身の心配(自分の介護? 判断能力)

>> 家庭の社会化、子供の個性の尊重



成年後見・再考



- 後見は、ご本人の契約能力を制限
 - >> **(取消と代理)**
権利擁護に役立つことになります。
 - **でも・・・ 自己決定ではなくて代行決定**
後見人等の考えや周囲の環境次第では
権利侵害の可能性を秘めています。
- 例： 旅行に行きたい、あぶないからやメなさい
(お金がかかる?)。

副作用ほか



欠格条項

- 選挙権がなくなる(後見のみ)
- 公務員になれない(後見・保佐)
- 社会福祉法人の理事になれない(後見・保佐)

契約社会からご本人を排除する制度です

- → 銀行口座
- → 印鑑条例 他に転用問題(保護者)

一番の副作用

取消権や代理権をご本人の思いとは違う形で行使できてしまうことです。

民法858条「意思の尊重、身上配慮義務」

本人の意思をどうやって理解？

なにがベストの身上配慮？ 誰がどうやって

>>> 権利侵害の可能性



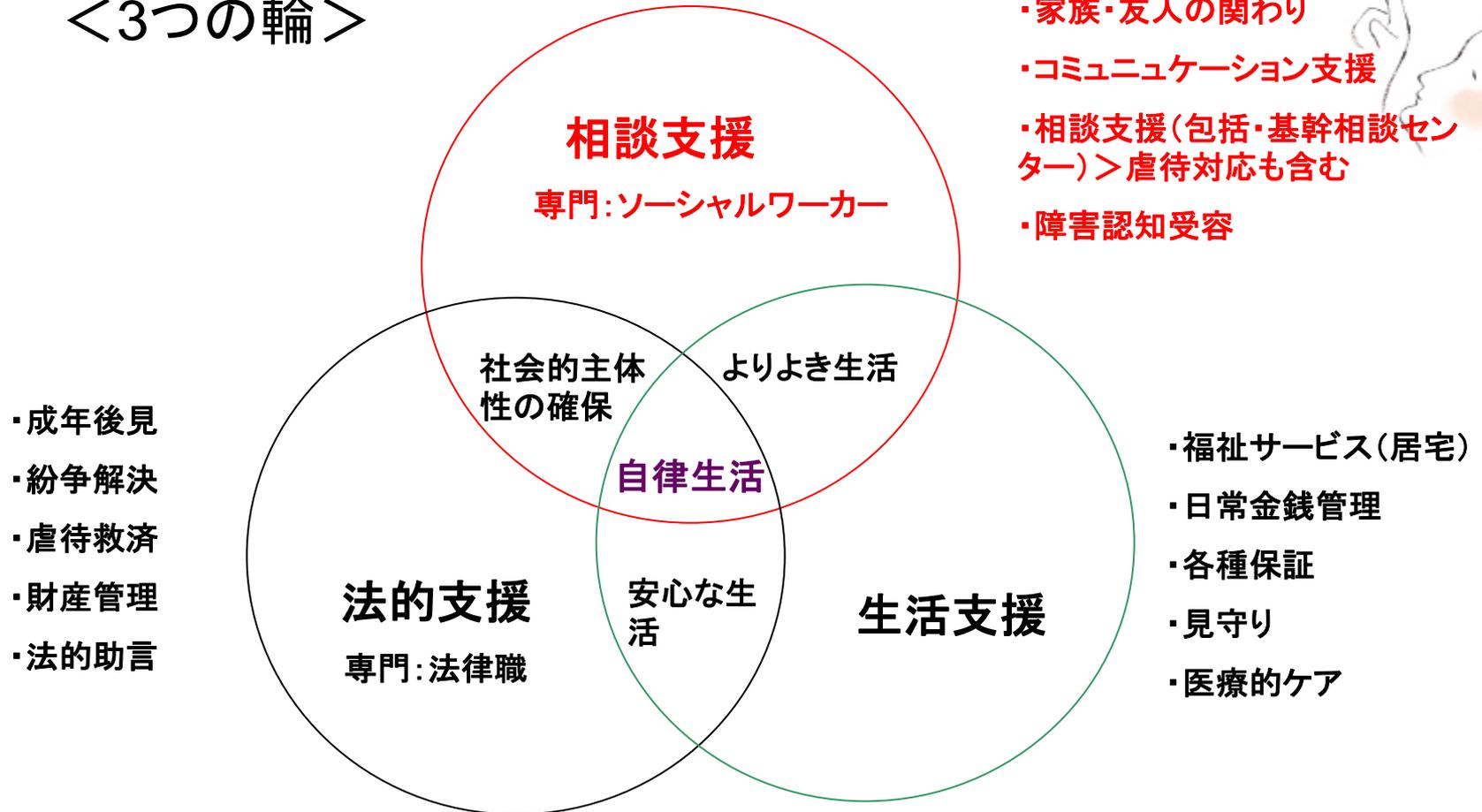


権利擁護の実践

すべてに意思決定支援



<3つの輪>

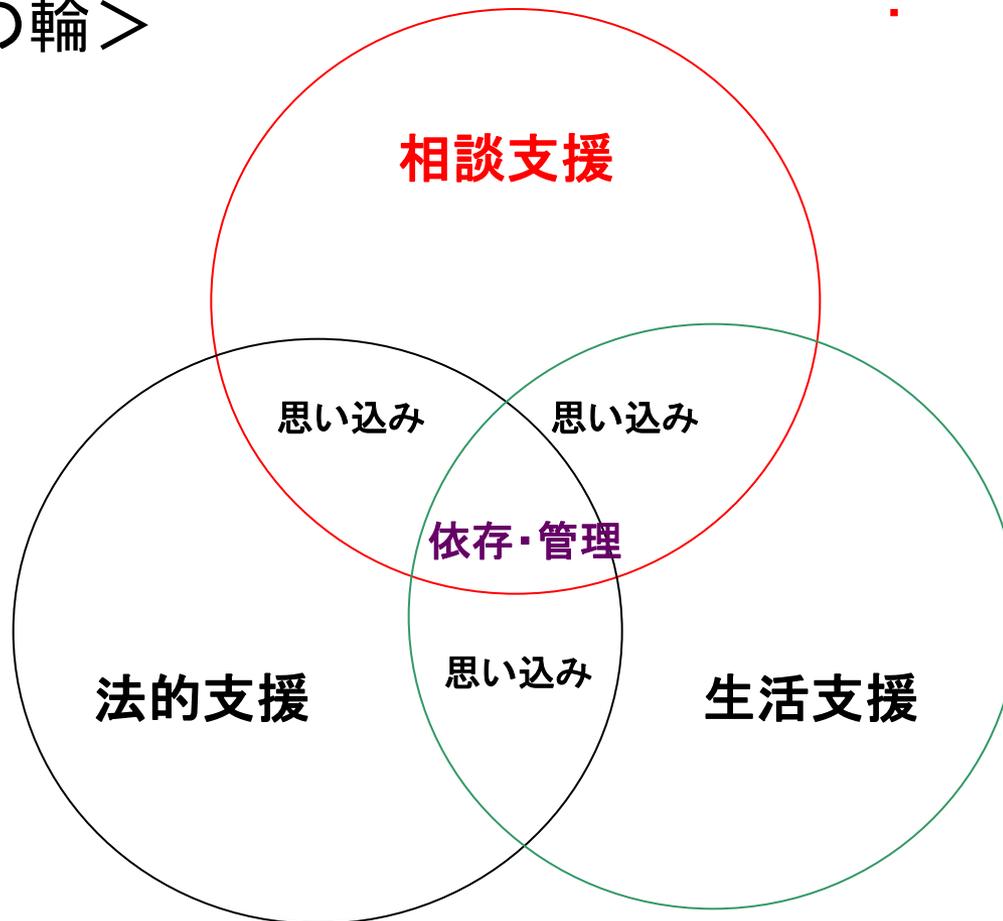


いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

権利擁護の実践

すべてを一人がまかなうと

<3つの輪>



アドボカシーの要素

- 1 ご本人の尊厳。>自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性(外向き・内向き)



1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。が、違う場合パターンリズム的介入
権利擁護の実践にはいろいろなタイプ
どれが「正しい」などとはいえない
しかし、「なにをしているか」はいえる

日本の利用動向

最高裁統計資料から

- 後見類型ばかり利用
(ただし保佐・補助が増加)
- 緩やかな右肩上がり (昨年度3万件)
- 市町村申立・法人後見の増加(3680、1122)
- 親族後見とそれ以外(6対4)

数だけでいえば、後見人候補者の不足



後見人には誰がなっているか



民法843条4項 特に資格を要求していない。

利益相反、本人の意見、一切の事情

民法847条：欠格 未成年・破産者・解任・訴訟・行方不明

・家族(親・子供など)

親族後見人<>第三者後見人

・専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)

専門職後見人<>市民後見人の別

・法人がなることも可(843条 : 法人後見と個人後見の別)

費用と報酬

費用や報酬は、原則、ご本人の財産から

報酬算定基準と実務の感覚とのズレ

- ・利用者の「資産」中心の算定基準
- ・身上監護事務の報酬算定面での軽視

Ex.)東京家庭裁判所後見センター「成年後見人等報酬額のめやす」 インターネットでとれます。

成年後見利用支援事業(市町村)

生活保護の場合



家裁の動向



- 審理期間 1ないし2ヶ月(即日もあり)
- 本人面接? 鑑定省略(8割)
- 裁判所の後見監督 (年々増える仕組み)
後見だけでH22末 12万7000件
- 不祥事? 知的障害者が後見人に選任され3800万ほど使い込む。
- 広島地方裁判所 福山支部平成21年03月24日判決
 - 広島高等裁判所平成24年2月20日(国賠)
社長とは和解:500万。300万は弁償へ。

最近の動向



- 家裁の場合
 - ：後見監督業務のアウトソーシング
- 後見信託の動き 昨年2月から実施
 - 実質は、財産管理を信託業界へアウトソーシング
 - <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news230203.html>
 - 後見人がつくと預貯金類は原則、信託銀行へ
 - その支出は、後見人の勝手にはできない。
- 家事事件手続の法改正(2011・5・19>2013・1・1施行)
 - (121条ほか：取下げ制限・119条ほか鑑定省略)

制度上の話題

- 医療同意や死後事務
- 保護者(精神保健福祉法)
- 選挙権



市民後見人の動向



- 家族でも専門職でもない後見人候補者活躍の場にブレ
 - 東京都の各社協、
養成市民後見人個人受任(監督人を選任)
 - 大阪後見センター 単独個人受任(ただし拘束)
 - 各地のNPOや社協 (法人後見の事務執行者)

老人福祉法32条の2の新設

(市町村に人材の養成と推薦の努力義務)

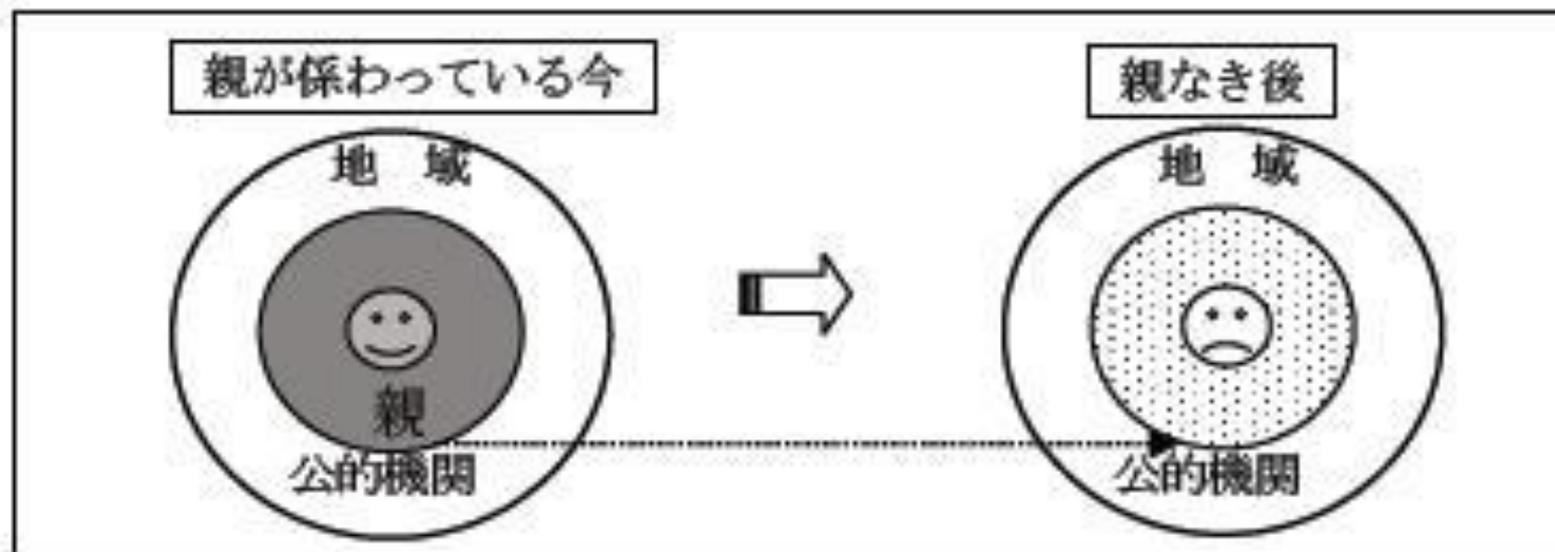
横浜市後見的支援

- 親が元気なあいだに
- とくに困難なケースでない人を対象に
- 親の漠然とした不安を解消するために
 - 日常生活の見守り
 - 本人の自立した生活の実現
 - 本人の権利擁護の確保



以上は、横浜市社協のサイトの報告書から

図1【親の役割のイメージ】

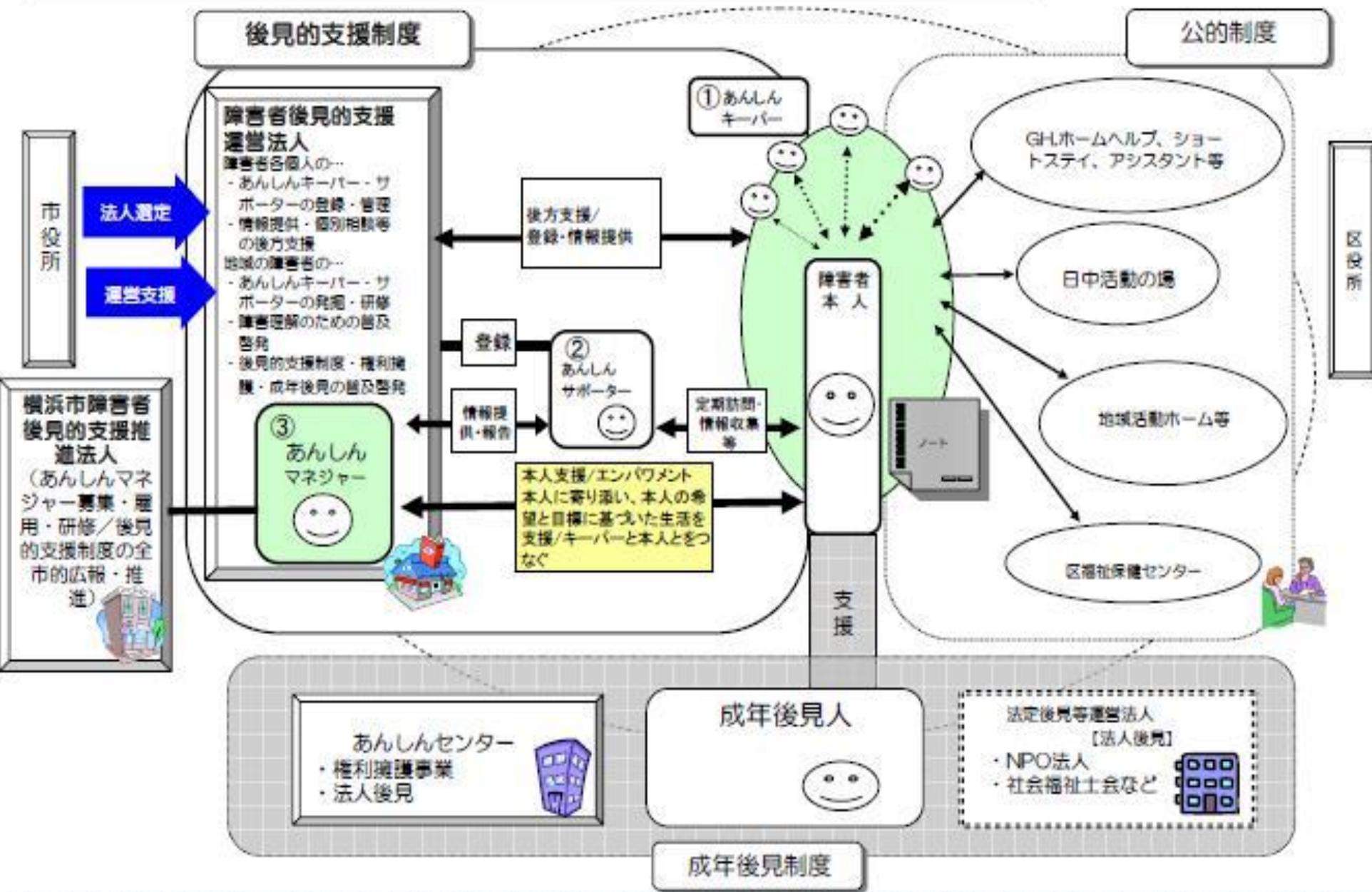


チバのCF・親心の記録

- 自然発生的
- 公的制度ではない。
- CF > みまもり? 友人
- この子の記録 > 親の思い。社会化
- 横浜は制度化 > 後見的支援計画



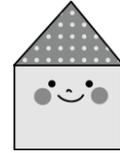
「地域であんしんして暮らすために、成人期の「本人」を支える仕組みを考える」





成年後見制度について

基礎知識のまとめ



① 成年後見制度とは？

判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、生活するうえでの権利が失われないように法律面や生活面で支援する身近なしくみです。知的障害のある方の場合は、親なき後、本人が望むあたりまえの暮らしを続けていくために大切な制度です。

後見人は、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所の判断を受けて決定します。

② 成年後見人の仕事

大きく分けて「身上監護」と「財産管理」を行います。食事の世話や実際の介護などは後見人の職務ではありません。

<身上監護>

本人の生活や健康や医療に関する法律行為を行います。具体的には、住居の確保、障害福祉サービスの契約、治療や入院等の手続きなどを行います。

<財産管理>

本人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行います。

③ 後見の申立て

申立人は、本人や両親、4親等内の親族に限られます。（4親等…大叔父、従兄弟、甥・姪の子）4親等の親族がない場合、首長の申立てが可能です。

申立て費用…約11,000円（登記印紙料、切手代、申立手数料等）
*上記以外に鑑定費用（5～10万円）がかかることがありますが、最近では診断書（1～3万円）のみで、免除されることが多いようです。

④ 後見人は誰に？

後見人になるのに資格は必要ありません。親や親族がなることもできますし、本人をよく知る人や社会福祉士などの第三者に後見人を託すこともできます。

申立てをするときに後見人を推薦することができますが、決定はあくまでも家庭裁判所が行います。

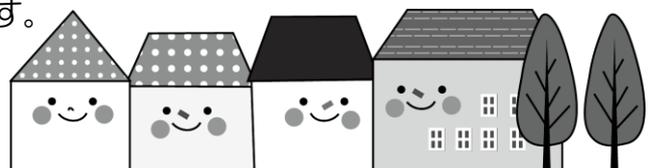
最近では、社会福祉協議会やNPO法人などで法人後見を受任するところも増えてきました。

本人の長い人生を考慮して、引き継ぎを前提に次のようにすることもできます。

① 親が元気うちに、親が後見人になる。

② 親の高齢化の進展に応じ、第三者や法人に共同後見人を依頼する。

③ 親なき後は、その第三者や法人に後見人を託す。



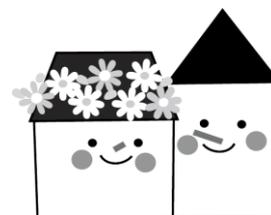
⑤ 成年後見の3つの類型

成年後見制度は、判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの支援に分かれています。

成年後見人が、本人を代理して契約等の法律行為をしたり（代理権）、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり（同意権）、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取消したりすることで（取消権）本人を保護・支援します。

類型	判断能力の程度	代理権	同意権	取消権
補助	ほとんど一人でできるが、少し不安がある	△	△	△
保佐	日常の買い物程度はできるが、財産行為は難しい	△	◎○	◎○
後見	日常生活ですら困難で、誰かの援助が常に必要	◎	◎	◎

- ◎ 全面的に権利を持つ
- 条件付きで権利を持つ(10万円以上の高額商品の購入など)
- △ 本人の同意が必要



⑥ 後見人の報酬

目安は月額5千円～3万円ですが、本人の財産と収入に応じて家庭裁判所が決定します。後見活動1年後の報酬付与申立てにより決定した額を1年間分まとめて支払います。後見人が報酬付与の申立てをしなければ、支払いは発生しません。

*申立ての手続きなど成年後見に関する相談は、NPOひだまりにご連絡ください。
TEL. 043-258-8604

法人後見受任団体

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会以外に、第三者後見を法人として受任する団体が千葉県内にも増えてきました。ひとつは、社会福祉協議会の動きで、千葉市、浦安市、柏市が既に法人後見を受任しています。もうひとつは、民間の取り組みで、以下の団体が法人後見を受任し、活動を進めています。

名称	住所	電話
千葉市成年後見支援センター (千葉市社協)	千葉市中央区千葉寺 1208-2	043-209-6000
うらやす成年後見センター (浦安市社協)	浦安市東野 1-7-1	047-355-5271
かしわ成年後見センター (柏市社協)	柏市柏 5-11-3	04-7165-1144
NPO法人PACガーディアンズ	船橋市本町 6-3-16-602	047-407-4441
NPO法人成年後見センター しぐなるあいず	松戸市松戸 1394-8	047-702-7868
一般社団法人東総権利擁護 ネットワーク	銚子市野尻町 273-3	090-7288-9270



日が照りつける
風が吹く 雨が降る
私は父の樹
コーヒーの幼木よ
私の木陰で育て